

**知的障害者行政及び療育手帳制度を全国共通の施策として
展開することを求める意見書**

身体障害者は、身体障害者福祉法において、精神障害者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律において定義されています。ところが、知的障害あるいは知的障害者に関しては、知的障害者福祉法において定義されておらず、同障害者に対する福祉サービスが規定されているにすぎません。

また、身体障害者と精神障害者については、法律に基づき手帳が交付され、制度が運営されていますが、知的障害者の療育手帳だけは、厚生事務次官通知に基づく各都道府県知事等の判断により定められた実施要綱によって交付され、制度が運営されているのが現状です。

こうしたことから、知的障害については、自治体により障害の程度区分や各判定機関におけるボーダーラインにも差が生じており、自閉症の方への手帳交付も、自治体によって対応が異なることで、分かりにくい制度となっている状況です。実際に、自治体によって、精神障害者保健福祉手帳を交付するところ、療育手帳を交付するところ、その両方を交付するところなど対応は様々です。

よって、国会及び政府は、国際的な知的障害の定義や、自治体の負担等も考慮した判定方法や基準の在り方の検討を踏まえ、知的障害者行政及び療育手帳制度を全国共通の施策として展開するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年12月22日

枚方市議会議長 木村 亮 太

〈提出先〉

衆議院議長

参議院議長

厚生労働大臣